

むろらん



市政だより

昭和52年

10月 15日

No. 422



古
よりは早めにお読み下さい

ひとりの手から きれいなマチが

室蘭をきれいにする市民運動実行委員会（糸氏年雄会長）提唱の秋の清掃月間が、19日まで行われていますが、この運動は、年間を通して私達市民が、明るい豊かな住みよい郷土室蘭を築くため市民一人ひとりが、この目的に向って実践していくこうとするものです。

みなさんがこの運動を理解され、市民総参加の

清掃で、私達のマチを明るくきれいな住みよいマチにしましょう。

2日は、午前8時のサイレンを合図に市民総参加の一斉清掃が行われ、自宅周辺の道路、公園のゴミ拾いや、草刈り、排水構の清掃に汗を流しました。

(写真：バス道路を掃除する増市町会のみなさん)

景気浮揚と雇用の拡大を柱に

十億七百万円を追加

第3回市議会定例会



下水道管の敷設三億円・道路整備二億円・児童館建設三千八百三十万円・保育所建設補助二千五百九千円・じん芥埋立地整備五千三百万円
昭和五十二年第三回市議会定例会が、九月二十二日から十月一日までの十日間開かれました。この議会では、景気浮揚と雇用の拡大を柱とした、総額十億七百八十六万七千円にのぼる追加予算案と、日影防止を内容とした「市建築基準法施行条例の一部改正」の審議をはじめ、十一月三日の文化化の日に表彰される「市功労者」の承認と、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価査定委員会委員の承認など、議案十八件が審議され、いずれも原案とおり可決されました。

このほか、昭和五十一年度の水道事業、病院事業、中央卸売市場事業の決算が認定されました。

△追加予算による主な事業

街路整備一億五千万円・公円整備三千五百万円・臨港道路整備二千八百万円・区画整理水路六千万円・

栗林忠平さんははじめ、次の十四人がたがたで、いずれも多年にわたり各職務を通じて、市政の発展に貢献されたたがたです。その栄誉をたたえるため、市長から表彰状と功労章、記念品を贈ります。

公益功労者

- △本庄晋一（六十七歳）
- △池田満穂（六十四歳）
- △中島町一一十四一十四
- △高砂町一一二十一
- △医師
- △医師
- △歯科医師
- △歯科医師
- △高砂町四一十七一九
- △浅沼正男（六十四歳）
- △本庄晋一（六十九歳）
- △港南町一一十六一三
- △中島町一一一四一四
- △医師

栗林忠平（六十二歳）

- △会社役員
- △海岸町二一四一十六
- △富田嘉市（六十歳）
- △会社役員
- △常盤町八一五
- △対馬唯雄（六十三歳）
- △酒井仁秀（六十八歳）
- △酒井仁秀（六十八歳）
- △本輪西町三一三十一

教育文化功労者

- △藤原チヨ（七十八歳）
- △篠曲教授
- △沢町三一一
- △宮の森町一一四一五
- △山本尚夫（四十八歳）
- △室蘭市技術
- △白鳥台一三十八一二
- △栗屋和夫（五十歳）
- △室蘭市主事
- △母恋南町一一二一十七
- △田尻正（五十三歳）
- △茂呂醇（五十四歳）
- △室蘭市技術
- △清水町一一一十六

自治功労者

市功労者十四人

文化の日に表彰式

菊薫る文化の日、今年度の市功労者表彰式を、市議会議事堂で行

います。
受賞される方は、公益功労者の

△人 事 案 件
の拡大を柱とした、総額十億七百八十六万七千円にのぼる追加予算案と、日影防止を内容とした「市建築基準法施行条例の一部改正」の審議をはじめ、十一月三日の文

化の日に表彰される「市功労者」の承認と、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価査定委員会委員の承認など、議案十八件

が審議され、いずれも原案とおり可決されました。



栗林忠平さん



酒井仁秀さん



本庄晋一さん



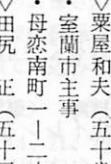
本田清一さん



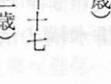
池田満穂さん



山本尚夫さん



稲本幸平さん



藤原千代子さん



栗屋和夫さん



田尻正さん

栗屋和夫さん

△樺本幸平（五十一歳）
△室蘭市収入役
△宮の森町一一四一五
△山本尚夫（四十八歳）
△室蘭市技術
△白鳥台一三十八一二
△栗屋和夫（五十歳）
△室蘭市主事
△母恋南町一一二一十七
△田尻正（五十三歳）
△茂呂醇（五十四歳）
△室蘭市技術
△清水町一一一十六

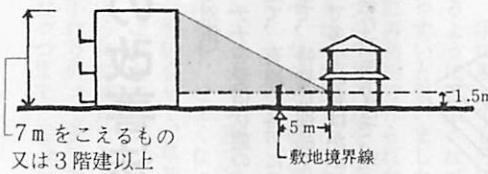
家屋への 日照トラブルを防ぐために 市建築基準法施行条例の一部を改正

国 の 建 築 基 準
法 の 一 部 改 正 に
あ わ せ て、こ の
ほ ど 室 蘭 市 も、
こ れ に 伴 う 室 蘭
市 建 築 基 準 法 施
行 条 例 の 一 部 を
改 正 し ま し た。
(主 と し て 日 影
規 制)

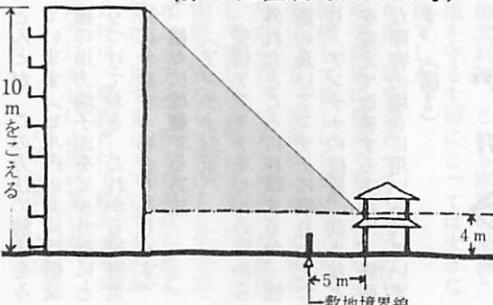
この 内 容 は、
道 内 他 都 市 の 規
制 基 準 と ほ ぼ 同
じ で、中 高 層 の
建 築 物 の 日 影 が
隣 の 土 地 に お と
す 時 間 を 制 限 す
る こ と に よ っ
て 日 照 を 受 け る 時
間 を 確 保 し、居
住 环 境 を 守 る う
と す る の が ね ら
い す る。

そ の 対 象 と な
る 区 域 と 建 築 物 の 規 模 と 規 制 時 間
は 下 表 の と おり で す。
例 え ば、第 一 種 住 居 専 用 地 域
(都 市 計 画 法 に よ り 定 め ら た 低
層 住 宅 の 地 域) で は、軒 の 高 さ が
7 m を こ え る も の
又 は 3 階 建 以 上
の 地 域 で は、軒 の 高 さ が
1.5 m
5 m
敷 地 界 線

〈第一種住居専用地域〉



〈第二種住居専用地域等〉



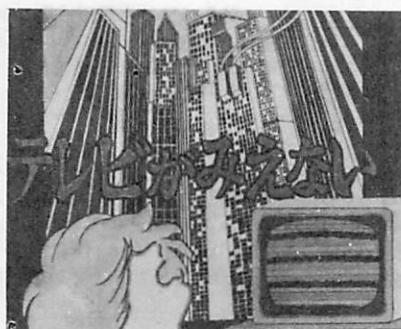
市電波障害防止建 築指導要綱を設定

テレビをビル陰 による電波障害 から守るために

テ レ ビ は、私 た ち の 生 活 の な か
に す っ か り と け こ み、な く て は な
ら な る も の と な っ て お り ま す。
近 年、都 市 の 近 代 化 や、土 地 の
高 度 利 用 に 由 る 建 築 物 の 高 層 化
が す す む に つ れ、テ レ ビ う つ り が 悪
く な る ビ ル 陰 障 害 が で て き て
お り ま す。

こ の 電 波 障 害 を 改 善 す る た め に
は、建 築 主 等 と 障 害 を 受 け る 区 域
の 住 民 と が、あ ら か じ め よ く 話 し

不 法 電 波 を 一 握 し よ う
違 法 無 線 機 は、テ レ ビ、ラ
ジ オ 放 送 等 を 妨 害 し ま す。



右 の 図 案 は、昭 和 五 十 二 年 度 電
波 障 害 防 止 図 案 コンクール で 全 国
入 選 し た、室 蘭 市 立 東 明 中 学 校 三
年 级 渡 宣 泰 君 の 作 品 で す。

合 て、有 線 (共 同 受 信 施 設) な
ど に よ り 対 策 を 早 目 に 実 施 す る
こ と が 大 切 で す の で、市 で は、市 内
全 域 に つ い て、高 さ 10 层 を 超 え る
中 高 層 の 建 築 物 の 建 築 に 伴 う ビ ル
電 波 障 害 に つ い て の 紛 爭 を 未 然 に
防 止 す る こ と を 目 的 と し た 「室 蘭
市 電 波 障 害 防 止 建 築 指 導 要 綱」を
設 定 し ま し た。
※ 改 正 条 例 及 び 要 綱 は、十一 月
一 日 か ら 施 行 し ま す の で、内 容 そ
の 他 不 明 の 点 は、建 築 指 導 課 (☎ ②②
一一一 内 線 五 六 三 七 五) に お 問
合 せ 下 さ い。

日影による中高層の建築物の制限

地 域	(い)	(ろ)	(は)	(に)	敷地境界線からの 平均地盤面か らの高さ
					敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間
第一種住居専用地域	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	第一種住居専用地域	(一)	軒の高さが七メートルを超える 建築物又は階級を除く階数が三 以上の建築物
		第二種住居専用地域又は準工業地域	第二種住居専用地域		軒の高さが十メートルを超える 建築物又は階級を除く階数が三 以上の建築物
四メートル	四時間	三時間	二時間	(二)	敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間
					敷地境界線からの 水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間における日影時間
四メートル	三時間	二時間	一・五時間	(一)	敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間
					敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間
二・五時間	二時間	一・五時間	一・五時間	(一)	敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間
					敷地境界線からの 水平距離が十メートル以内の範囲に 超える範囲における日影時間における日影時間

合 する よ う に 改 め な く な れ ば な り ま
せ ん。

さ ら に 国 の 建 築 基 準 法 で 対 象 区
域 に お け る 水 平 面 か ら の 高 さ と は、當 該 建 築 物 が 周 囲 の 地 面 と 接 す る 位 置 の
平 均 の 高 さ に お け る 水 平 面 か ら の 高 さ を い う も の と す る。

右 の 図 案 は、昭 和 五 十 二 年 度 電
波 障 害 防 止 図 案 コンクール で 全 国
入 選 し た、室 蘭 市 立 東 明 中 学 校 三
年 级 渡 宣 泰 君 の 作 品 で す。

● 四 面 に、建 築 物 に よ る テ レ ビ 電
波 障 害 の 改 善 法 を 描 戻 し ま し た。

この 電 波 障 害 を 改 善 す る た め に
は、建 築 主 等 と 障 害 を 受 け る 区 域
の 住 民 と が、あ ら か じ め よ く 話 し

合 て、有 線 (共 同 受 信 施 設) な
ど に よ り 対 策 を 早 目 に 実 施 す る
こ と が 大 切 で す の で、市 で は、市 内
全 域 に つ い て、高 さ 10 层 を 超 え る
中 高 层 の 建 築 物 の 建 築 に 伴 う ビ ル
電 波 障 害 に つ い て の 紛 爭 を 未 然 に
防 止 す る こ と を 目 的 と し た 「室 蘭
市 電 波 障 害 防 止 建 築 指 導 要 綱」を
設 定 し ま し た。
※ 改 正 条 例 及 び 要 綱 は、十一 月
一 日 か ら 施 行 し ま す の で、内 容 そ
の 他 不 明 の 点 は、建 築 指 導 課 (☎ ②②
一一一 内 線 五 六 三 七 五) に お 問
合 せ 下 さ い。

建造物による

テレビ電波障害の改善法

○テレビ電波の性質と電波障害

テレビ放送の電波は光に近い性質をもっていますので、ビル等の陰では電波が到達しにくくなります。また、ビルによって反射したりします。そのため、画像が二重三重になるなど、うつりが悪くなります。

○ビルにより影響を受ける範囲

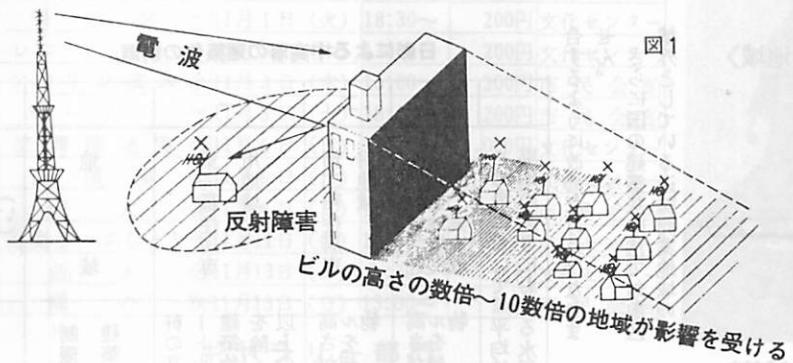


図1

(共聴対策)

親アンテナを受信状態のよい場所に建て、有線で各戸に分配する方法で、特殊な部品を使用しますので多少経費はかかりますが、完全な改善方法で、現在は

とんどが、この方法で解決をみています。(ビル内の共同受信設備の出力端子函をビル外壁にとりつけておき、これから被害世帯に分配する場合もあります)

2. 個々に改善する方法

(アンテナ対策)

受信アンテナをビルの陰から外れたところに移設するか、性能の良いアンテナに取りかえたり、アンテナの位置、高さなどを変えて改善する方法で、軽微な障害の場合に用いられています。(図2)

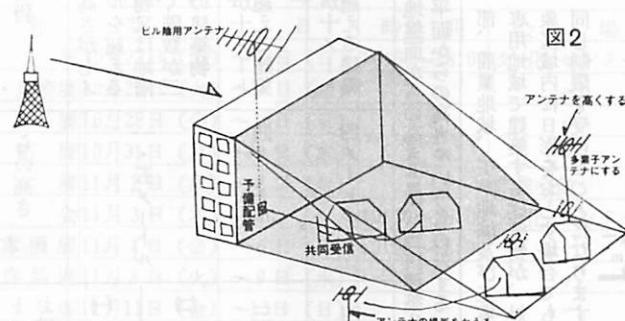


図2

- ・山手町一ー三ー五十
N H K 内 (番号 227271)
- ・幸町九ー一
北電内 (番号 223142)

*技術的な相談は次のところへお問合せ下さい。協議会の調査、技術指導は無料です。
北海道電波障害防止協議会
室蘭支部
事務局

※技術的な相談は次のところへお

が肝要です。

市では、このような場合みなさんが気軽にご利用できるよう市民相談室を設けておりますので、つでもご相談において下さい。市民相談室は、市役所一階中央地区サービスセンター内にあり、電話 (22) 一一一 内線四一五、四一六による相談も受け付けています。

市民ニュース



市民法律相談

10月22日、11月12日

I H B C ・ T V 放送番組から

毎週土曜日11時30分~35分

5日・福祉年金の支払月が変わります

19日・急患診察医制度と急病センターは正しく利用しまします

12日・「市民の体力づくり」に体育館を開放

有珠山噴火災害義援金 ご協力ありがとうございます

ございました

先に寄せられた義援金(市役所

▽相談員 弁護士

▽時間 九時~十二時

▽受付 相談日の前日まで

申込み、問合せは、市民相談室

(番号 22) 一一一 内線四一五、四一六へ。

*相談は無料です。

○電波障害の改善方法
付近の受信者を一括して改善する共同受信による方法と、個々の受信者のアンテナについて改善する方法の二つがあります。

1. 共同受信による改善方法

付近の受信者を一括して改善する共同受信による方法と、個々の受信者のアンテナについて改善する方法の二つがあります。

*ビル陰障害は、高さが十倍を超える建物について対策を検討する必要があります。

市民相談の窓口を お気軽にご利用下さい

日常生活の中で、市政に対する苦情、要望、意見のほか、近隣間とのトラブル、私事の悩みごとなどいろいろあると思いますが、問題が起きたら早期に解決すること

ます。

市では、災害義援金品募集北海道地方委員会を通じ、現地に送金いたしました。

在で、百七十九件、二百八十四万二千三百十五円に達しました。

使う火を消すまで離すな目と心

秋の火災予防運動

10月15日～10月30日



山々の樹々がすっかり紅葉して
日ごとに秋の深まりを感じられます。これからは暖房器具の使用も
多くなりますが、それにともない
火災の多発期に入ります。
今年も十月十五日から十月三十
一日までの十七日間、全道一斉に
「使う火を消すまで離すな目と心」
を統一標語に秋の火災予防運動が
行われます。

さて、この恐ろしい火災から尊
い命と貴重な財産を守るために、次
のことを注意しましょう。
一、ストーブ、煙突などの暖房器
具の取付けは安全でしょか。
二、タバコの投げ捨てや寝タバコ
となっています。

安全に使用するためには

プロパンガスを

六、移動式石油ストーブは対震自
動消火装置付のものでなければ
昭和五十三年一月十五日以降使
用できません。

三、火の元の点検を習慣づけ、特
に外出や就寝前の点検は必ず実
行しましょう。

四、老人・子供・身体の不自由な
人は避難しやすい場所に寝かせ
ましょ。

五、万一の時の心構えを、普段か
ら家族で話し合っておきましょ。

六、使用後は元栓をしめる。

七、使用中はその場をはなれない

八、ときどき換気をする。

九、プロパンガスボンベは直射日
光をさけ通風の良い場所におく

十、プロパンガスボンベは鎖など
で転倒防止措置をしておく。

これから寒い季節となりますので、調整器の凍結防止のためにボ
リエチレンの袋をかぶせるように



ポンベの置き場所、ゴムホースからのガス漏れに注意してください。
定期的に点検を。

相談者の取引店の基本料金は六百
五十円で、二坪九百七十円、三坪
一千二百八十円、四坪千六百円、五
坪一千九百円、六坪二千二百二十円
七坪以上は一坪増毎に三百三十円
加算という料金体系で、一坪未満
の端数は切捨て検針で使用料を算
出し、ガスもれ警報器のリース料
金月額二百円を加算して集金され
ます。通産省では高圧ガス保安審
議会の答申を受け、次のようなガ
スもれ警報器の損害保険つきリース
制度を昭和五十年から発足させ
ています。

▽受付 月～金曜日10時～16時

消費者相談室をご利用下さい
(市役所一階窓口四八五六)

消費者相談室は、市民の消費生
活に関する苦情や相談を受け、
その処理によって消費者の正当な
利益を保護するために開設してい
ます。お気軽にご利用下さい。

そこでプロパンガスを使用する
ときには、次のことに注意しまし
ょう。

一、器具のまわりや上部は整理し
燃えやすいものを置かない。

二、バーナーがつまつていなか
時々点検し、器具ブラシで掃除

市消費者相談室

～相談事例から～

プロパンガス及びガスもれ警報器の料金と災害時の保障内容について

（相談内容）

毎月ガス料金とガスもれ警報器

のリース料金を一括して支払って

います

溶けてべとつくものは取替える

います

接続部には必ずホースバンド

います

をする。

います

三、ゴム管がひびわれていたり

います

溶けてべとつくものは取替える

います

四、接続部には必ずホースバンド

います

をする。

います

五、使用しないコックにはゴムの

います

キャップをつけておく。

います

六、使用後は元栓をしめる。

います

七、使用中はその場をはなれない

います

八、ときどき換気をする。

います

九、プロパンガスボンベは直射日
光をさけ通風の良い場所におく

います

十、プロパンガスボンベは鎖など
で転倒防止措置をしておく。

います

これから寒い季節となりますので、
調整器の凍結防止のためにボ
リエチレンの袋をかぶせるように

します

（回答）

ります

プロパンガスのメータ化によ
り十kgボンベによる重量売りと違
い、未使用の場合も基本料金（管
理費、ガス代金、検針検査料、集
金手数料）を支払わなければなら
ない不合理な点があります。また
販売店によって基本料金、料金内
容が違い一律ではありません。

います

損では最高一億円までの保険金
が支払われる。

います

警報器の事故でない場合の災害
被患者一人につき二千円、物
損でも死亡十万円、重症五万円の
が支払われる。

います

警報器の事故でない場合の災害
見舞金制度がある。

います

ともない、昭和五十年一月にこれ
までの検定制度をより厳しくした
新検定規程が施行され、合格した
警報器には「五十年度基準合格檢
查証（グリーンラベル）」が添付
されています。このラベルのはつ
てある警報器使用者は災害時の損
害保険が受けられます。

います

企業会計決算

・中央卸売市場事業

会定例会において、原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせします。

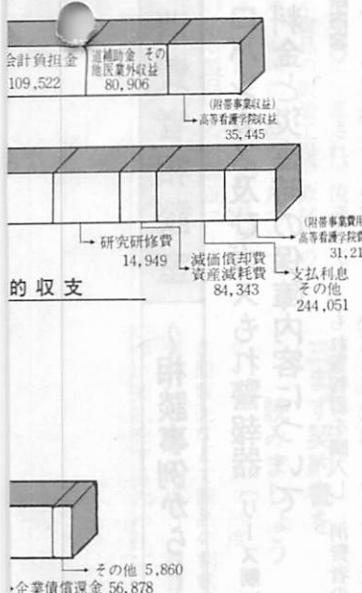
業会計 4,930万円の赤字

市立病院は、地域の基幹病院として、多くの高度医療、特殊医療を受け持ち、市民の皆さんの健康を守るべく努力しておりますが、現在の料金体系からみましても不採算医療であり、これらについてもまた赤字の要因となっているが実状です。

今後は、このような厳しい社会経済情勢の中ではありますが、地域医療サービスの使命のもとに、積極的に取組んでまいりたいと存じます。

また、国の医療制度に対し、国が抜本的施策を講ずるよう積極的な働きかけをしてまいりますので、市民の皆さんにより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

的 収 支 (単位千円)



資本的収支状況総括表 (単位 円)

会計別	資本 収 支 実 績		
	収 入	支 出	差 引
水道事業	280,738,781	619,275,605	△ 338,536,824
病院事業	100,494,240	257,259,479	△ 156,765,239
中央卸売市場事業	80,995,417	130,922,792	△ 49,927,375

中央卸売市場事業会計 単年度で8,440万円の赤字

中央卸売市場事業の決算は、収益的収支では、収入が2億699万1,791円、支出が2億9,139万3,152円で、差引き単年度で8,440万1,361円の赤字となり、今年度の累積赤字は5億6,520万9,101円となりました。

また、資本的収支では、収入が8,099万5,417円、支出が1億3,092万2,792円で4,992万7,375円の資金不足を生じ、この不足額については一時借入金で措置しました。

この赤字の要因としましては、今期中売上高の伸びと一般会計からの補助金の

増額がありましたものの、給与改定に伴う人件費、施設の老朽化による維持補修費の増高、設備投資にかかる金利負担及び減価償却費の負担増などによるものでした。

当事業会計は、ここ当分の間、その均衡を図ることはむづかしい実状にあります。が、今後とも市民の皆さんの台所をおあざかりしているという使命のもとに、生鮮食料品の潤沢な供給と価格の安定に意を尽してまいりますとともに、経営収支の改善に一層の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

〈業務のあらまし〉

青果部	水産物部	計
取扱数量 55,771,928Kg	22,706,845Kg	78,478,773Kg
取扱金額 7,358,740,988円	9,247,816,637円	16,606,557,625円

〈収 支〉

収益的 収支 (単位千円)		
収入 計 206,992		
売上高使用料	施設使用料	他会計補助金
49,964	51,209	89,800
その他の営業収益 15,196	受取利息 389	雑収益 434
支出 計 291,393		
人件費 69,918	市場管理費 52,387	支払利息 132,506
減価償却費 35,768	資産減耗費 814	

資本的 収支

資本的 収支	
収入 計 80,995	
貸付金元金収入 67,000	
補償金11,808	固定資産売却代金 2,187
支出 計 130,923	
企業債償還金 52,115	貸 金 67,000
建設改良費 11,808	

収益的収支状況総括表

(単位 円)

会計別	損益収支		
	収益	費用	損益
水道事業	2,045,525,956	1,495,150,310	550,375,646
病院事業	2,974,713,868	3,224,066,739	△ 249,352,871
中央卸売市場事業	206,991,791	291,393,152	△ 84,401,361

昭和51年度

水道事業・病院事業

昭和51年度の企業会計(水道事業、病院事業、中央卸売市場事業)の決算について、このたび開かれた第3回市議

水道事業会計

財政の健全化進む

水道事業は、財政3カ年計画の初年度として、料金の改定を実施し、財源の確保を図るとともに経費の節減、効果的な事業投資並びに施設の維持改善など経営の改善と、健全財政の確立のため積極的に努力をしてきました。

また、給水量につきましては、13,253,584立方メートルで前年度に比較して、649,048立方メートルの減少となりましたが財政状況につきましては、収益的収支で5億5,037万5,646円の純利益を生じ

この資金により前年度末の資金不足4億7,324万6,141円を解消するとともに資本的収支の不足財源の一部に充当した結果昭和51年度末では、1億212万8,343円の資金不足にとどまることができました。

今後の事業の運営にあたりましては、健全財政の早期確立と市民の皆さんに対する給水サービスの向上のため一層の努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

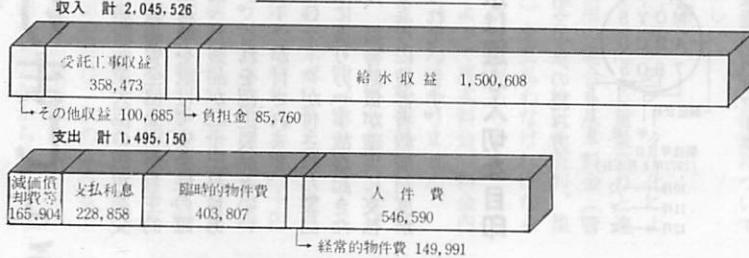
<業務のあらまし>

給水人口	162,367人	1カ月平均給水量	1,104,464m³
給水栓数	48,163栓	年間配水量	18,825,406m³
年間給水量	13,253,584m³	1カ月平均配水量	1,568,783m³

<収支>

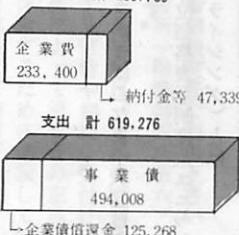
収益的収支

(単位千円)



収入 計 280,739

資本的収支

病院事業
単年度で2億

病院事業会計の決算は、収益的収支では、収入が29億7,471万3,868円、支出が32億2,406万6,739円で、差引単年度で2億4,935万2,871円の赤字となり、今年度の累積赤字は、14億1,206万7,365円となりました。

また、資本的収支では、収入が1億49万4,240円、支出が2億5,725万9,479円で1億5,676万5,239円の資金不足を生じ、この不足額については、一時借入金で措置しました。

この赤字の要因としましては、診療報酬改定のおくれ、給与改定等に伴う人件費及び、諸物価の高騰、並びに施設の老朽化による維持管理費等経営費の増高とともに、金利負担の増額によるものです。

<収支>

収益

収入 計 2,974,714

医業収益 2,748,841
入院、外来収益

支出 計 3,224,067

人件費 1,741,025
材料費 870,649
経費 237,834 ←

資本

収入 計 100,494

企業債 79,600
施設改良債
資産購入債
→投資 294
→他会計負担金 20,600

支出 計 257,259

建設改良費 112,121
施設改良費
資産購入費
特例債償還金 82,400

あなたの知恵と勇気で生活の改善を図りましょう

好評だつた消費生活展

市と室蘭消費者協会の共催で、九月三十日から十月二日までの三日間、文化センター展示ホールで開催された「77みんなの消費生活展」豊かでしあわせなく暮らしをめざして」は、約四千八百人の入場者があり、好評裡に幕を閉じましたが、この生活展をご覧いただけなかった市民の方々へ主なものについて紙上でご紹介いたします。



みんなの消費生活展から

加物

近ごろの食卓のバラエティに富んだ豊かさは加工食品のおかげとも言えますが反面、この加工食品には多種類の食品添加物が使用されているものが多いのです。国では現在、食品添加物の安全性について再点検作業を実施していますが、私たちの命とくらしを守るために徹底したチェックを要望しています。

衣料品のホルマリン規制衣料品の加工にはホルマリン（ホルムアルデヒド）を含んだものを使用することがあります。ホルマリンは人の眼やのどを刺激したり、量が多くなると肝臓障害を起すと言われています。現在、衣料品中のホルマリンは二十四ヵ月以内の乳児用のものは0、大人の下着類は75PPM以下に規制されています。ウ、プラスチック類のこんな使い

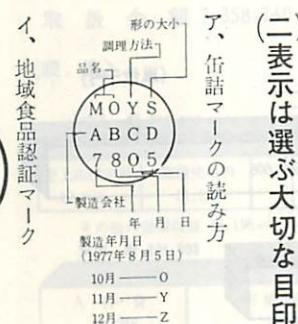
方はやめましょう。安定剤、可塑剤などの添加剤がとけ出して有害になることがあります。鶏卵のパッケージは食べ物入ではありません。

アイスクリーム、シャーベットなどのポリスチレン容器に柑橘類を入れないこと。台所用のゴミ袋に食べ物を入れないこと。

酸敗臭の出で来た密閉容器は使わないこと。

E、Sマーク、SGマーク製品について

特に危険と認められる製品については、国が特定製品として指定しており、現在次の九品目があります。家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗用車用ヘルメット（自動二輪車乗車用のもの）、野球用ヘルメット（硬式野球用のもの）、炭酸飲料びん詰（40ml以上のもの）、炭酸飲料を充てんするためのガラスびん（40ml以上のもの）、乳幼児用ベッド、金属製バット（野球用又はソフトボール用のもの）、ローラ・スケート、登山用ロープこれらの中の特定製品については、安定基準が定められ、その安定基準に合格した旨のSマークが付されていない製品は販売していません。



また、通商産業大臣の認可を受けた「製品安全協会」が自主的に安全基準を設けて安全性の確保を図った製品が二十三品目あります。これを認定製品といいます。

SGマークが付されます。

このSGマークが付された製品の欠陥により万一事故が起きた場合は、損害賠償が確実に支払われるよう被害者救済制度が設けられています。

方には価格表示のとき、そのものの値段とあわせ、例えば「10g当たり〇〇円」とか「100ml当たり〇〇円」というように、一定単位量当たりの価格を表示することを言います。

これにより、同種商品間の価格の比較。同一商品の値動きの把握。他店との価格の比較。まやかし値上げを見破るなどの利点があります。

市内では売場面積が300m²以上の大型小売店二十八店で三十品目について実施しています。

ア、家庭用品品質表示法。家庭で一般に使用される織維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品には家庭用品品質表示法により商品の品質性能、特徴等を表示することとなっています。

ウ、単位価格表示制度（ユニット・プライシング）とは商品の価格表示のとき、その

10g当たり〇〇円」とか「100ml当たり〇〇円」というように、一定単位量当たりの価格を表示することを言います。

これにより、同種商品間の価格の比較。同一商品の値動きの把握。他店との価格の比較。まやかし値上げを見破るなどの利点があります。

市内では売場面積が300m²以上の大型小売店二十八店で三十品目について実施しています。

ア、家庭用品品質表示法。家庭で一般に使用される織維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品には家庭用

品品質表示法により商品の品質性能、特徴等を表示することとなっています。

ア、クーリング・オフ制度。訪問販売などで商品の割賦購入契約などをした場合、消費者がついて契約をするため生ずるト

一、かしこい消費者となるために

(一) 生活から危害をなくすために

ア、三百三四種類もある食品添

(三) まず契約書を読みましょう

地域的に生産され、流通している食品の製造工程、原材料の品質、使用添加物などについて一定の基準を定め、この基準に適合する製品にこの認証マークが付されています。

現在、対象品目は納豆、豆腐

ラブルをふせぐために、消費者が無条件で解約できる制度で、訪問販売については契約内容を記載した書面の交付を受けた日を含め四日間です。

イ、訪問販売

。現金購入以外の場合は、購入の際、販売業者から販売条件を記載した書面が渡されますから、よく読んで下さい。

。現金購入の場合は、クーリング・オフができませんので、

お金の支払いは慎重に行うこ

とが必要です。

ウ、通信販売

。通信販売を利用する場合は、広告の販売条件をよく確認して申

込んで下さい。
エ、ネガティブ・オプション
勝手に送られてきた商品の代金は支払う必要はありませんし返送する必要もありません。

ただ、送られてきた商品をいつまでも保管することは迷惑です

ので、商品が送られてきてから三ヵ月経過すれば、自由に処分

ができることになりました。

オ、連鎖販売取引き(マルチ商法)
。物品の販売をする事業であつて、再販売する人を特定利益が得られるということで誘い

連鎖販売取引きすることをい

います。

。契約を結んで書面の交付また

二、資源を生かす事の意義

三、いらなくなつたものの再利用

これらが一目でわかるように描かれており、身体に害のある物品の見分け方、食品を買う時の表示の見方なども

手に取って自分でたしかめられるように展示されて本当にわかりやすいと思いました。

そして、実際再利用で作られた定

いた事を新聞や、マスコミ等で書きたてているわりには、ちまたの商店に、あふれるように品物が出回り、実感として有限時代を認識するには、まだまだのような昨今であります。そう云う点から考えて、この生活展を見て本当に意義があつたと思いました。

館内でまず目についたのは、パネルによるわかりやすい絵表示飲み物からおやつまで、ちょっと一物を選ぶ時の一つのめやす

みんなの消費生活展を見て

く展示されている館内を見てまわりました。資源の有限時代には、は

じて、資源を生かす事の意義

く展示されている館内を見てまわ

りました。資源の有限時代には、は

じて、資源を生かす事の意義

く展示されている館内を見てまわ

りました。資源の有限時代には、は

じて、資源を生かす事の意義

く展示されている館内を見てまわ

りました。資源の有限時代には、は

じて、資源を生かす事の意義

三、あなたの手で

もう一度命を

不用品に

蘭西に二日、蘭東に二日、室蘭の地形から言ってもこのようないい継続して欲しいと思いました。

ご家庭で不用になつた衣料品、雑貨等はあなたのアイデアにより再利用が可能です。

実際計画をし、実行するまでの

ことを利用してパックやリユックサ

ーク、またワイヤーハーブプロ

は本当に嬉しいと思いました。

缶からクリッキーの抜き型や小物入

れなど、あなたのアイデア次第で

ミ 不用品ダイヤル市に現在登録されている物

欲しい	湯沸し・机ミシン(ポータブル)・Sベット・茶ダンス・自転車(子供、婦人、大人用)・エレクトーン・オルガン・ベビーバス・イス(子供用)・オートバイ・三輪車・ベビーべット・冷蔵庫・電気カツ・洗たく機・アンマ機・英文タイプ・ルンペンストーブ・石油ストーブ・ストーブガード
譲りたい	ガスオーブン・石油タンク・編機・ダブルベット・セミダブルベット・ミシン・イス・テーブル・マット・応接セット・流し台・三面鏡・食卓テーブル(和式)・乳母車・歩行器・タイヤ・ベビータンス・コンビラック・自動車・テレビ(白黒)・ポータブル・加湿器・乾燥機・ステレオ・電熱機・カラーテレビ・冷蔵庫・石油ストーブ・きね・うす

新しいものに生まれ変わります。消費生活展でも市民の方のアイデアによる約一〇〇点の再利用作品が展示され、訪れた方に好評でした。また、家庭で簡単に再利用のできない大型消費財(ベビーベット、二段ベッド、ミシン等)について市で「不用品ダイヤル市」を開設し、ゆずりたいもの、ゆずつてほしいものの電話による仲介を行っています。資源を大切に使うためにも、お気軽に「(02)500番」へダイヤルして下さい。



魚の調理講習会

第27回市民文化祭

ステージ部門

名 称	期 日	時 間	入場料	会 場
吹奏楽合同大演奏会	10月25日(日)	14:00~	300円	文化センター
第7回現代文学の夕べ	10月28日(金)	18:00~	無料	市立図書館
絃楽合奏の夕べ	10月29日(土)	18:00~	200円	文化センター
ママさんコーラス発表会	10月31日(月)	18:30~	100円	文化センター
合唱の夕べ	11月1日(火)	18:30~	200円	文化センター
バレエコンサート	11月3日(木)	13:00~	200円	文化センター
マンドリン演奏会	11月3日(木)	13:00~	200円	市民会館
ギターの夕べ	11月5日(土)	18:00~	200円	市民会館
邦楽舞踊発表会	11月6日(日)	11:00~	1,000円	文化センター
三曲演奏会	11月6日(日)	12:30~	無料	文化センター
吟道大会	11月6日(日)	10:00~	無料	市民会館
軽音楽夕べのひととき	11月11日(金)	18:00~	300円	文化センター
謡曲大会	11月13日(日)	9:30~	無料	文化センター
民謡の旅	11月13日(日)	13:00~	無料	市民会館



ギャラリー部門

名 称	期 日	時 間	会 場
華道展	10月22日(土)~23日(日)	10:00~18:00	文化センター
高文連書道・美術展	10月25日(火)~27日(木)	" "	" "
室美展	10月28日(金)~30日(日)	" "	" "
書道・魚拓展	10月31日(月)~3日(木)	" "	" "
菊花展	11月2日(水)~4日(金)	" 産業会館	産業会館
茶会	11月3日(木)	10:00~16:00	文化センター
写真・日本画展	11月4日(金)~6日(日)	10:00~18:00	" "
幼稚園児作品展	11月8日(火)~9日(水)	" "	" "
市民作品展	11月11日(金)~13日(日)	" "	" "

勤労婦人センターでは、センター利用の講座生、自主グループを中心に、日々の勉強の成果をみていたくために、作品展示会を開催します。

展示されるのは、洋・和裁、木彫り、水彩画、油絵、書道、七宝焼等の作品のほかに、茶道講座による薄茶の接待やバザーも行い

第7回作品展示会

勤労婦人センター

第7回作品展示会
一二十文化センター内 ◎③

五六

△応募先、問合せ先
市民文化祭実行委員会(幸町六
一二十文化センター内 ◎③)

△締切り日
十月三十日

△応募先、問合せ先
市民文化祭実行委員会(幸町六
一二十文化センター内 ◎③)

△締切り日
十月三十日

△個人参加による作品展を開催します。みなさんのご応募をお待ち
しています。

△募集作品
押絵、木彫、七宝焼、らく焼、
砂絵、紙細工、皮工芸、ろうけ
つ染、簾工芸、その他

△応募先、問合せ先
市民文化祭実行委員会(幸町六
一二十文化センター内 ◎③)

△締切り日
十月三十日

△個人参加による作品展を開催します。
くわしくは、市民文化祭実行委員会(文化センター内 ◎③)

△締切り日
十月三十日

△個人参加による作品展を開催します。
くわしくは、市民文化祭実行委員会(文化センター内 ◎③)

小・中学生

理科研究発表会

作品募集中

△日時
十一月三日(木)九時~

△会場
青少年科学館三階実験室

△内容
市内小、中学校児童、生徒の個

人及びグループによる理科研究

△発表
▽共催
青少年科学館

▽内容
青少年科学館三階実験室

▽日時
十月二十六、二十七日

▽会場
勤労婦人センター

第31回読書週間 10月27日～11月9日

一冊の本から何かが始まる



昨年の行事から

図書館講堂

演題

「私の交友録」

講師

郷土史家 更科源藏氏

▽製本講習会

一般市民対象

十一月一日（火）十四時

図書館二階学習室

・講師

三松美昭氏

当曰、材料費として二百円、針

ハサミ、物さし、目打ち、皮す

きなどご持参下さい。

▽読書感想文入選者表彰式

十一月五日（土）十四時

図書館二階学習室

・読書感想文入選者表彰式

十一月六日（火）十四時

図書館二階学習室

・読書感想文入選者表彰式

十一月六日（火）十四時

室蘭市青少年

表彰推せん受付

“青少年に誇りと自信を”

市教育委員会では、広く青少年

の模範となる行いを表彰し、青少

年の誇りと自信を高めるため、次

のとおり昭和五十二年度室蘭市青

少年表彰の被表彰者の推せんを受

けています。

▽表彰の種類・対象

・青少年善行者表彰

・一般市民対象

十月二十八日（金）十八時

23局5151番

11月

昭和52年度 室蘭市青少年

▽推せん方法

推せん書の提出によって行う。

推せん書用紙は市教委青少年課

にあります。

▽二日（水）、三日（木）

赤ちゃんの夜泣き

四日（金）

お酒と肝臓病

▽一日（火）

赤ちゃんの夜泣き

▽二日（水）、三日（木）

冬に多い消化不良

▽七日（月）、八日（火）

めまい

▽九日（水）、十日（木）

（小兒仮性コレラ）

▽十一日（金）

増える肺気シユ

▽十二日（土）、十三日（日）

赤ちゃんの腹部ガス

▽十四日（月）、十五日（火）

神経の話

▽十六日（水）、十七日（木）

十八日（金）

妊娠中毒症と食事

▽十九日（土）、二十日（日）

等の肩書きを忘れずにお書き下さ

い。

郵便局から

市では、みなさまの健康管理に

役立てていただきため、毎日テレ

昭和五十二年十一月六日現在満
二十五歳未満の青少年で他の青
少年の模範となる善行のある者
青少年団体活動者（個人）

「フォンサービスをしています。
保健衛生一口メモ」で、あな
たの健康管理のお手伝いをします

ので、ぜひ、ダイヤルして下さい
△二十一日（月）、二十二日（火）

△二十三日（水）

△二十四日（木）、二十五日（金）

△二十六日（土）、二十七日（日）

△二十八日（月）、二十九日（火）

△三十日（水）

△トキソプラズマ症

△乳幼児の健康メモ

△水、木、金曜日

△大人の健康メモ

△土、日曜日

△栄養、その他全般のメモ

△「保健衛生一口メモ」の十一月

のテーマ（予定）をお知らせしま

す。

※なお、平日の九時から十五時ま

では、「みんなの健康」を放送し

ていますのでご利用下さい。

転居届をお忘れなく

転居された時、友人や知人に転
居通知を出すことは、欠かせない
エチケットです。

これと同時に、旧住所の配達を
受け持つ郵便局にも転居届を出し
ておきますと、その届出の日から
一年間は、旧住所あての郵便物が
新しい住所へ転送されます。

転居届用紙は、郵便局の窓口は
もちろん、市役所にも備えてあり
ます。

◎届け用紙の住所は完全に
アパート住いの方や、下宿、間
借り、同居されている方は、自分
の住所に「〇〇荘」、「〇〇方」
等の肩書きを忘れずにお書き下さ

い。

郵便局から

母親學級開催

△対象 妊娠五七ヶ月の妊婦
△日時 十一月八日(火)と二十
四日(木)週二回

△会場 室蘭保健所栄養室
△定員 二十五人

△費用 二百五十円(テキスト代)
△学級プログラム

11月8日 虫歯のない子を育てるために出産のための補助動作
10日 赤ちゃんの発育
15日 妊娠中の心得
24日 産後を美しく
22日 妊娠中の栄養
17日 赤ちゃんの必要物品
15日 赤ちゃんの心得
10日 出産のための補助動作
11月8日 虫歯のない子を育てるために出産のための補助動作

△申込先 電話で、室蘭保健所保健婦係(029-913-1376)に申し込み下さい。
※定員になり次第締め切ります。
—室蘭保健所から—

小鉢盆栽展と水石展

期日変更

市政だより十月一日号で、お知らせしました「青少年科学館催し物」の内、小鉢盆栽展と水石展の開催が十月二十一日(火)と二十二日(水)になりますが、十月十九日(月)に変更になりました。

今月は、道・市民税三期、国民健康保険料四期下水道事業受益者負担金二期の納期です

〈乳幼児相談〉 無料

11月1日 衛生課輪西分室
10日 市役所保健室
以上時間 9:40~11:00
13:00~15:00
11月9日 本輪西地区
28日 中島地区
以上時間 13:00~14:30
11月4日、16日 白鳥台地区
以上時間 13:00~14:00

〈6カ月児検診〉 無料

11月21日 衛生課輪西分室
22日 本輪西地区
24日 労働会館
25日 中島地区
以上時間 12:30~13:30
対象 昭和52年5月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診でありますので直接会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

12月5日 衛生課輪西分室
時間 13:00~15:00
定員 30人
対象 昭和52年8月、9月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈母親學級〉 無料

12月7日、14日、21日、26日
会場 室蘭市医師会館
時間 13:00~15:30
※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい

〈一般健康相談〉 無料

11月14日 衛生課輪西分室
白鳥台地区
時間 10:30~11:30
13:00~15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。

〈定期予防接種〉

11月実施分
1、8、15、22、29日
市役所保健室
2、9、16、30日
中島地区
4、11、18、25日
衛生課輪西分室
10、24日 本輪西地区
以上時間 13:00~14:45
17日 白鳥台地区

以上時間 13:00~13:45
◎種目

○3種混合 無料
1期、2期24カ月~48カ月に至る期間に接種。
○破傷風 有料 1回140円
1カ月間隔で2回接種
翌年追加接種
○インフルエンザ
(2回接種)
対象……満3才以上

※15才未満及び70才以上の方は無料。

15才~69才までは有料(1回500円)

2週間間隔で2回接種。

☆予防接種についての禁忌

事項

(下記に該当する方は接

種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。)

1発熱している人又は著しい栄養障害者。

2心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。

3接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。

4接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。

5接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。

6妊娠

7急性灰白髓炎(ボリオワク)、麻痺、風疹若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。

8前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

○日鋼従業員の家族(乳幼児)を対象に行っていました日鋼病院での予防接種は、今後行いません。

〈3才児健診〉 保健所主催

11月18日 輪西市民会館
時間 9:30~11:30
13:00~14:30

対象 昭和49年7、8月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼



児。

※室蘭保健所より個人通知いたします。

〈先天性股関節脱臼検診〉

保健所主催

11月25日 室蘭保健所
時間 10:00~11:30
13:00~15:00
対象 生後3カ月から
1才未満の乳児
定員 50人
料金 670円

申込方法

室蘭保健所普及課(幸町9-11 ☎ 029-9131
内線375)へ申込み下さい
なお、当日は母子手帳を持参して下さい。

〈赤ちゃんと妊娠婦に牛乳または粉乳を無料支給〉
市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得稅非課稅世帯の乳児と妊娠婦に牛乳、または粉乳を無料で支給しています。

該当者は、印かんと母子手帳を持参の上、衛生課保健係までおいで下さい。

〈みんなの健康欄の問合せは〉

○市役所衛生課保健係(☎ 029-1111内線433、434)
へ。